

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R5. 6. 25	R5. 7. 7	令和 3 年 7 月 4 日執行東京都都議選「〇〇」候補に関わる書類 ③公費負担にかかる請求書関連があれば全て ④選挙運動員関係の書類全て ⑦居住実態を証明する書類関係全て ⑩供託金が返金されている場合は、その関係の書類全て					1										東京都情報公開条例第 1 1 条第 2 項 請求のあった公文書は、不存在。	選挙管理委員会事務局選挙課
2	R5. 6. 25	R5. 7. 7	令和 3 年 7 月4日執行東京都議会議員選挙の「〇〇」候補の選挙運動 費用収支報告書、選挙運動費用領収書、立候補届関係書類	1		1					1		1					・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 特定の個人の住所、氏名、氏名を類推する記載や戸籍謄（抄）本は特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 印影については偽造等による犯罪の予防のため不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
3	R5. 5. 19	R5. 7. 10	「開示団体一覧」の収支報告書に併せて提出された領収書等の写し (17団体)	1		1					1		1					・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 個人の電話番号等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
4	R5. 7. 12	R5. 7. 25	・ 令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙（新宿区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、町田市_〇〇(117名)） ポスター作成費用の請求内訳書及びポスター作成契約書 ・ 令和4年執行参議院議員選挙（東京選挙区_〇〇(11名)） ポスター作成費用の請求内訳書及びポスター作成契約書	1		1					1		1					・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 契約書等に記載の電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 契約書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課